

国指定片野鴨池鳥獣保護区
片野鴨池特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

令和 5 年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

片野鴨池特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定片野鴨池鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5(2023)年11月1日から令和25(2043)年10月31日まで(20年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、石川県加賀市北西部に位置する片野鴨池及び周辺の水田を中心とし、秋から冬にかけて、かつてマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ及びトモエガモ等の5千羽を超える渡り鳥が飛来し、国際的に重要な渡来地として国指定片野鴨池鳥獣保護区に指定されている。また、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(以下「ラムサール条約」)に登録されており、希少な鳥類を始め174種もの鳥類の生息が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が維持されている。

以上のとおり、片野鴨池鳥獣保護区の中でも渡り鳥の中継地又は越冬地として特に重要な区域について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての機能を維持するための生息環境の保全や整備、鳥類による周辺農地における食害対策、外来鳥獣による生態系に係る被害等の防止等について、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力し取り組む。
- 2) 当該区域がラムサール条約の登録湿地であることに鑑み、鳥類に対して著しく影響を及ぼさないように生態系の保全を念頭においた持続可能な利用を図る。
- 3) 加賀市鴨池観察館を拠点として、鳥類の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場又は環境教育若しくは環境学習の場として利用を進める。

(4) 保全事業の目標

片野鴨池鳥獣保護区では、指定当時に比べ越冬するカモ類の個体数が著しく減少している。この原因については、鳥獣保護区内において片野鴨池周辺の水田の耕作放棄等により植生が変化し湿地の乾燥化・縮小が進むとともに、当該保護区内の水田の畦畔の維持管理が十分に行われなかったためその一部が崩壊し、ガンカモ類の休息場所が減少していることが指摘されている。また、周辺河川等からの土砂流入による池内の浅底化、水面の減少、湿地の乾燥化など湿地生態系の変化が起きている。さらに、保護区内への人の立ち入り等による鳥類への影響も指摘されている。本事業ではガンカモ類の生息環境を改善し、できる限りガンカモ類の生息状況を回復させることを目標とする。

(5) 保全事業の対象区

国指定片野鴨池鳥獣保護区の全域

(6) 保全事業の内容

ガンカモ類の生息地の保護及び整備を図るために、湿地の乾燥化・縮小を防ぐ施設の整備を行うとともに、関連する事業として、ヨシ・マコモ等の植生管理や、片野鴨池鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発等を行う。なお、この事業は、ガンカモ類が生息する上で適切な自然環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、ガンカモ類の飛来状況等をモニタリングして目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、湿地の乾燥化・縮小を防ぐ施設や鳥類の生息環境保全に必要な整備を行い、加賀市はヨシ・マコモ等の植生管理や鳥獣保護区及び保全事業に関する普及啓発等を行う。

(7) 環境変化の概要

かつては、保護区内の大半が水田耕作に利用されていたが、耕作面積が徐々に減少し、2000年以降、水田耕作はなされていない。水田耕作面積の減少に伴い、ヨシ等の湿性植物群落やハンノキが分布を広げており、これらが湿地の乾燥化や湿地の縮小を進行させている。また水田の畦畔はガンカモ類の休息場として機能していたが、耕作放棄に伴い維持管理が十分に行われなくなったことから、その一部が崩壊し、休息場が減少している。

また、周辺河川等から保護区内に流れ込む土砂により池の水深が浅くなり、面積が縮小しているほか、周辺湿地の乾燥化が進んでいる。加えて、イノシシによる掘り起こしやアライグマの侵入による両生・は虫類の減少、オオクチバス、ブルーギルの侵入による在来魚種の減少等、外来生物による生態系への影響が見られる。

(8) 鳥獣生息状況の変化

保護区指定当初の1990年代前半において片野鴨池で越冬するカモ類は4,000～9,000羽程度であった。マガンについては減少傾向にあるものの、ここ数年回復傾向にあり概ね2,000羽前後で推移している。

3 特別保護地区の面積

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

片野鴨池は石川県南部の沿海部に位置し、加賀市の中心部から北西約5kmの距離にある。当該区域は、大池（面積約2.5ha）と休耕田を含む湿地及び水田、加賀市片野鴨池観察館等を含む。

イ 地形、地質等

大池は浸食谷が西方の砂丘によって堰き止められてできたもので、東に続く小規模な埋積平野とともに、四方を水田、山林が混在する丘陵に取り囲まれている。大池へは2本の水路により東側丘陵地から水が流入している。

大池は、加賀市片野地区農耕地の季節的な灌漑用ため池として現在も利用されている。

ウ 植物相の概要

大池内の大部分を浮葉植物のヒシが優占しており、池の周辺ではコウホネ、ヨシ、マコモ、ショウブ等の抽水植物群落やタイヌビエ等の水田雑草群落が分布する。また、大池周辺の丘陵地は樹林地帯となっており、アカマツ、コナラ、クヌギを主体として、一部にタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹が混在している。

エ 動物相の概要

鳥類では、冬季の渡り時期にはマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ、コハクチョウ等の水鳥が、また、夏季には、キビタキ、サンコウチョウ等の森林性の小鳥類が東南アジアより飛来し繁殖活動を行うなど、四季を通じて多様な鳥類相をなし、これまでに174種の鳥類が確認されている。

哺乳類では、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ホンドイタチ、アナグマ、ノウサギ、ニホンイノシシや外来鳥獣のアライグマ、ハクビシン等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表2のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該地域内で生息が確認されているアライグマが周囲の農作物に被害を与えている。

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 17本

(2) 水門 一式

(3) 侵入防止柵 延長 349m

6 参考事項

(1) 当初指定

平成5年11月1日（平成5年10月26日環境庁告示第87号）

(2) 経緯

再指定

平成15年11月1日（平成15年10月30日環境省告示第119号）

別表 1 片野鴨池鳥獣保護区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積
総面積	10.05ha	0ha	10.05ha	10.05ha	0ha	10.05ha	0ha	0ha	0ha
└ 林 野	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 農耕地	2ha	0ha	2ha	2ha	0ha	2ha	0ha	0ha	0ha
└ 公有水面	6.05ha	0ha	6.05ha	6.05ha	0ha	6.05ha	0ha	0ha	0ha
└ その他	2ha	0ha	2ha	2ha	0ha	2ha	0ha	0ha	0ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積
国有地	0.02ha	0ha	0.02ha	0.02ha	0ha	0.02ha	0ha	0ha	0ha
└ 国有林	0.02ha	0ha	0.02ha	0.02ha	0ha	0.02ha	0ha	0ha	0ha
└ └ 林野庁所管	0.02ha	0ha	0.02ha	0.02ha	0ha	0.02ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ 制限林	0.02ha	0ha	0.02ha	0.02ha	0ha	0.02ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ 保安林	0.02ha	0ha	0.02ha	0.02ha	0ha	0.02ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ 砂防指定地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ └ その他	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ └ 普通林	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ └ 文部科学省所管	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 国有林以外の国有地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 国土交通省所管	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
地方公共団体所有地	0.3ha	0ha	0.3ha	0.3ha	0ha	0.3ha	0ha	0ha	0ha
└ 都道府県所有地	0.13ha	0ha	0.13ha	0.13ha	0ha	0.13ha	0ha	0ha	0ha
└ └ 制限林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ 保安林	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ 砂防指定地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ その他	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ 普通林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 市町村所有地等	0.17ha	0ha	0.17ha	0.17ha	0ha	0.17ha	0ha	0ha	0ha
└ └ 制限林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ 保安林	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ 砂防指定地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ その他	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ 普通林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ └ その他	0.17ha	0ha	0.17ha	0.17ha	0ha	0.17ha	0ha	0ha	0ha
私有地等	9.73ha	0ha	9.73ha	9.73ha	0ha	9.73ha	0ha	0ha	0ha
└ 制限林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ 保安林	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ 砂防指定地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ └ └ その他	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 普通林地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ その他	9.73ha	0ha	9.73ha	9.73ha	0ha	9.73ha	0ha	0ha	0ha
公有水面	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
計	10.05ha	0ha	10.05ha	10.05ha	0ha	10.05ha	0ha	0ha	0ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積	既存 面積	拡大（縮 小）面積	拡大（縮小） 後の面積
自然環境保全法による地域	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	#NAME?
└ 特別地区	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 普通地区	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
自然公園法による地域	10.05ha	0ha	10.05ha	10.05ha	0ha	10.05ha	0ha	0ha	0ha
└ （名称：越前加賀海岸 国定公園）									
└ 特別保護地区	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
└ 特別地区	10.05ha	0ha	10.05ha	10.05ha	0ha	10.05ha	0ha	0ha	0ha
└ 普通地区	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
文化財保護法による地域	10ha	0ha	10ha	10ha	0ha	10ha	0ha	0ha	0ha
（名称：県指定天然記念物 片野鴨池）									

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として少数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変化があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」水面については、干潟面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それらの規制区域ごとに名称と面積を記入する。

ア 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	○	カイツブリ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ ○ カンムリカイツブリ	
ペリカン	ウ	○	カワウ	
コウノトリ	サギ		<u>サンカノゴイ</u> ヨシゴイ ○ ゴイサギ アカガシラサギ ○ ダイサギ ○ チュウスアゲハ ○ コサギ ○ アオサギ ムラサキサギ	絶滅危惧IB類(EN) 準絶滅危惧(NT)
	コウノトリ	○	<u>コウノトリ</u>	特天、国内希少 絶滅危惧IA類(CR)
カモ	カモ		<u>シジュウカラガン</u> ○ マガン ○ <u>カリガネ</u> ○ <u>ヒシクイ</u> <u>ハクガン</u> サカツラガン ○ <u>オオハクチョウ</u> ○ コハクチョウ <u>ツクシガモ</u> ○ オシドリ ○ マガモ ○ カルガモ ○ コガモ ○ <u>トモエガモ</u> ○ ヨシガモ ○ オカヨシガモ ○ ヒドリガモ アメリカヒドリ ○ オナガガモ ○ シマアジ ○ ハシビロガモ ○ ホシハジロ メジログアモ ○ キンクロハジロ スズガモ ホオジロガモ	国内希少 国天 国内希少 国天
				絶滅危惧IA類(CR) 準絶滅危惧(NT) 絶滅危惧IB類(EN) 絶滅危惧II類(VU) 絶滅危惧IA類(CR) 情報不足(DD) 絶滅危惧II類(VU) 情報不足(DD) 絶滅危惧II類(VU)

目	科	種または亜種		種の指定等
		○	ミコアイサ カワアイサ	
タカ	タカ	○	ミサゴ	準絶滅危惧(NT)
		○	ハチクマ	準絶滅危惧(NT)
		○	トビ	
		○	オオタカ	準絶滅危惧(NT)
		○	ツミ	
		○	ハイタカ	準絶滅危惧(NT)
		○	ノスリ	
		○	<u>サシバ</u>	絶滅危惧II類(VU)
		○	<u>クマタカ</u>	国内希少 絶滅危惧IB類(EN)
		○	ハイイロチュウヒ	
		○	<u>チュウヒ</u>	国内希少 絶滅危惧IB類(EN)
	ハヤブサ	○	<u>ハヤブサ</u> コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	国内希少 絶滅危惧II類(VU)
キジ	キジ	○	キジ	
ツル	ツル		<u>タンチョウ</u>	特天、国内希少 絶滅危惧II類(VU)
			<u>ナベヅル</u>	国際希少 絶滅危惧II類(VU)
			<u>マナヅル</u>	国際希少 絶滅危惧II類(VU)
	クイナ		クイナ ヒクイナ シロハラクイナ	準絶滅危惧(NT)
		○	バン	
		○	オオバン	
チドリ	レンカク		レンカク	
	チドリ	○	コチドリ ムナグロ	
		○	ケリ タゲリ	情報不足(DD)
	シギ	○	トウネン オバシギ	国際希少
			<u>ツルシギ</u>	絶滅危惧II類(VU)
			<u>アカアシシギ</u>	絶滅危惧II類(VU)
			コアオアシシギ	
		○	アオアシシギ	
		○	クサシギ	
		○	<u>タカブシギ</u> キアシシギ	絶滅危惧II類(VU)
		○	イソシギ ソリハシシギ	
			<u>オオソリハシシギ</u>	絶滅危惧II類(VU)
		○	ヤマシギ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ タシギ	
		セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u> 絶滅危惧II類(VU)
		ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ
		カモメ	ユリカモメ
			セグロカモメ
			クロハラアジサシ
ハト	ハト	○ キジバト	
		○ アオバト	
		○ カワラバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
		○ ツツドリ	
		○ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	
		○ フクロウ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	
		ヒメアマツバメ	
		○ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	
		アカショウビン	
		○ カワセミ	
キツツキ	キツツキ	○ アリスイ	
		○ アオゲラ	
		○ アカゲラ	
		○ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ	
		○ ツバメ	
		○ コシアカツバメ	
		○ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		○ セグロセキレイ	
	サンショウクイ	○ <u>サンショウクイ</u>	絶滅危惧II類(VU)
	オウチュウ	オウチュウ	
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	
	モズ	○ モズ	
	レンジャク	キレンジャク	
		ヒレンジャク	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	○ コマドリ	
		ノゴマ	
		ルリビタキ	
		○ ジョウビタキ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ ノビタキ	
		○ イソヒヨドリ	
		○ トラツグミ	
		○ クロツグミ	
		アカハラ	
		○ シロハラ	
		○ マミチャジナイ	
		○ ツグミ	
ウグイス		○ ヤブサメ	
		○ ウグイス	
		○ オオヨシキリ	
		○ メボソムシクイ	
		○ エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
		キクイタダキ	
ヒタキ		○ キビタキ	
		ムギマキ	
		○ オオルリ	
		○ エゾビタキ	
		○ コサメビタキ	
カササギビタキ		○ サンコウチョウ	
エナガ		○ エナガ	
シジュウカラ		ヒガラ	
		○ ヤマガラ	
		○ シジュウカラ	
メジロ		○ メジロ	
ホオジロ		○ ホオジロ	
		○ カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		○ アオジ	
		ノジコ	準絶滅危惧(NT)
		クロジ	
		オオジュリン	
アトリ		○ アトリ	
		○ カワラヒワ	
		○ マヒワ	
		イスカ	
		○ ベニマシコ	
		ウソ	
		○ イカル	
		○ シメ	
ハタオリドリ		○ スズメ	
ムクドリ		コムクドリ	
		ムクドリ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	カラス	○ カケス ○ ハシボソガラス ○ ハジブトガラス	
合計（種）		174	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ	テン ホンドイタチ アナグマ	
	アライグマ	アライグマ	
	ジャコウネコ	ハクビシン	
ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ	
ネズミ	ネズミ	カヤネズミ ドブネズミ	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
合計（種）		11	

（注）

- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
特天：国指定特別天然記念物
国天：国指定天然記念物
レッドリスト2020（令和2年、環境省）（ア鳥類）
レッドリスト2020（令和2年、環境省）（イ獣類）
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは「鳥獣の保護及管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第2条第4項により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定片野鴨池鳥獣保護区位置図



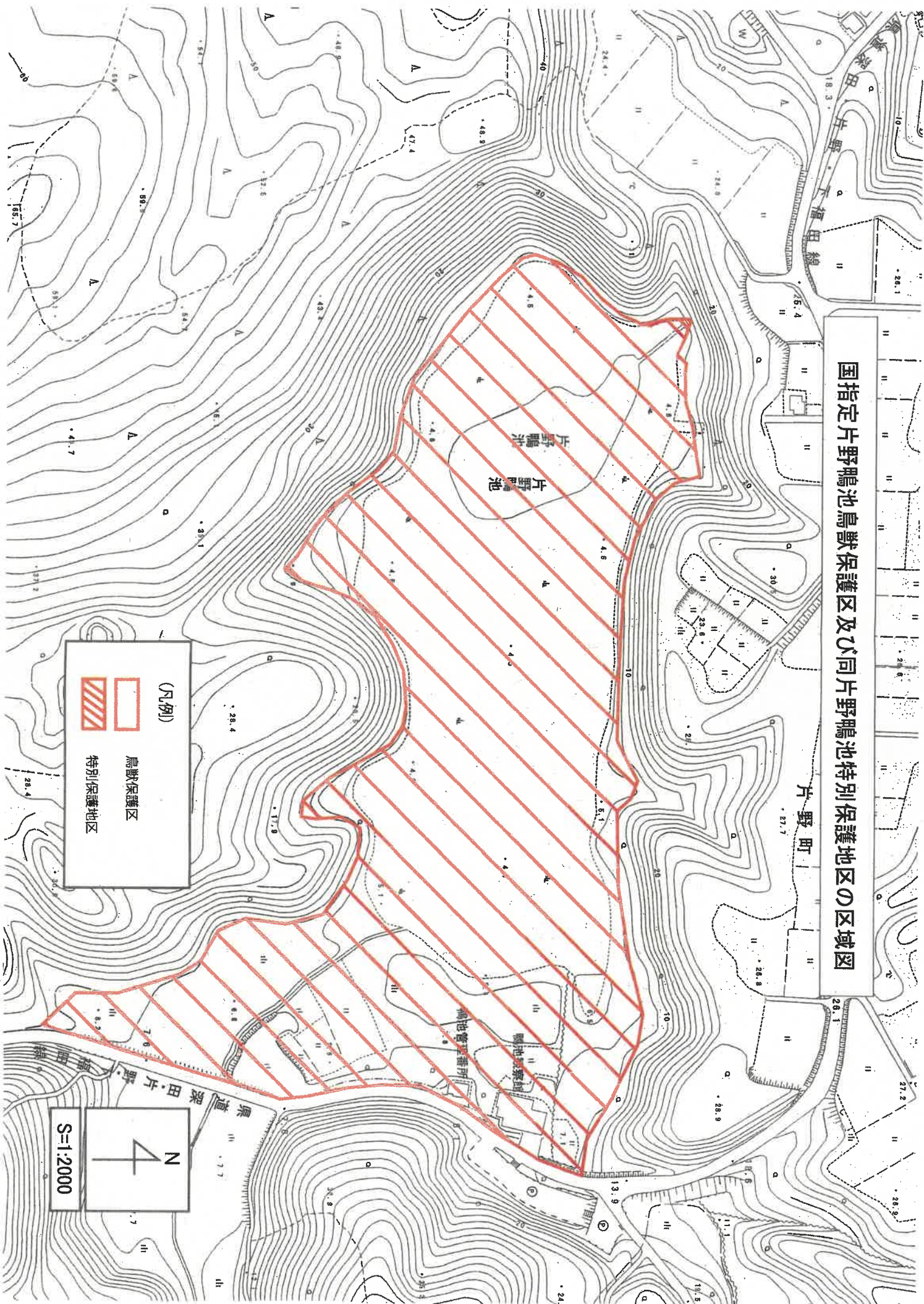
国指定片野鴨池鳥獣保護区区域図



片野鴨池特別保護地区区域図



国指定片野鴨池鳥獣保護区及び同片野鴨池特別保護地区の区域図



(凡例)

鳥獣保護区

特別保護地区

N

↑

S=1:2000